

〒110-8546

東京都台東区上野1丁目15番3号

株式会社ナガホリ

代表取締役社長 長堀 慶太 殿

別紙株主目録記載の株主

臨時株主総会招集請求書

リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、貴社の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主です。当社は、会社法297条1項に基づき、下記のとおり、貴社の臨時株主総会の招集を請求します（以下「本請求」といいます。）。なお、個別株主通知申出受付票及び個別株主通知済通知書の写しについては別途特定封筒郵便で送付させていただきます。

記

第1 株主総会の目的である事項

- 議題1 取締役 長堀 慶太 の解任の件
- 議題2 取締役 吾郷 雅文 の解任の件
- 議題3 取締役 白川 文彦 の解任の件
- 議題4 取締役 川村 忠男 の解任の件
- 議題5 取締役 富樫 直記 の解任の件
- 議題6 取締役 長沢 伸也 の解任の件
- 議題7 取締役4名選任の件

第2 招集の理由

1 本請求に至った背景・理由

(1) 貴社の経営成績の低迷

貴社の連結上の経営成績は、新型コロナウイルス感染症の流行開始以前である2019年3月期から2021年3月期まで、約133百万円(2019年3月期)、約104百万円(2020年3月期)、約331百万円(2021年3月期)の当期純損失を計上するなど、深刻な低迷状態にありました。また、2022年3月期こそ最終黒字は確保できたものの、貴社連結業績予想である営業利益400百万円及び経常利益300百万円に対し、実績は営業利益288百万円(約28.0%のマイナス)、経常利益253百万円(約15.7%のマイナス)の大幅未達に留まっており、株主の期待を大きく裏切る形となっております。

貴社は、新型コロナウイルス感染症の流行以前から、業績予想の大幅な下方修正を繰り返す傾向にある一方、実は2022年3月期以前から中期経営計画が既に存在していたと強弁しつつも、未だに株主に向けて当該策定済みの中期経営計画の公表を頑なに拒み続けており、もはや真実、その当時から中期経営計画が存在していたのかどうか、それすら疑わしいと言わざるを得ません。そのため、貴社経営陣がこれまで、毎期、業績予想の策定をどのように行っているのか、その実現のためにどのようにアクションプランを組み立て、それを実行に移してきたのか、業績結果の予実分析をどのように行い、来期以降に向けてどのような形で改善に役立てているのか等々、株主にとって不透明な経営が横行しており、これは現経営陣の怠慢以外の何ものでもありません。

そして、貴社の株価は、当社が2022年4月15日付で大量保有報告書を関東財務局に提出するなど、株主構成に大きな変動があった同年3月から4月を境に大きく上昇しているものの、それ以前は、新型コロナウイルス感染症の流行前より長らく低迷しており、貴社経営陣の経営努力による株価の上昇が今後も一切見込めないことは明らかです。

(2) 時代の潮流に逆行した女性役員の未登用

また、今般、ジェンダーレスが世界的に叫ばれる中で、わが国では、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード(企業統治指針)の改定によって、役員を始めとした管理職の多様性の確保が盛り込まれ、企業において女性を積極的に登用する機運が高まっております。その中で、貴社では職員の約6割が女性である一方、本年6月の定時株主総会で新たに選任された長沢伸也氏を含む現取締役6名及び現監査役3名は全員が男性という有様です。このように、貴社では、現代の世界情勢に逆行するような女性軽視・旧態依然の経営体制がまだまだ続いており、今後も、貴社において女性を積極的に役員に登用していこうという機運は一切感じ取れません。

近年では、ESG投資の観点から、女性登用を積極的に行っている企業により多くの資金を投入する投資家が増加していること、そして、貴社が他でもないジュエリー商品の製造販売を業とする上場会社として女性目線での商品開発や販路の拡大を目指さなければならないことを考慮すれば、企業価値の上昇という点からも、現体制の維持は百害あって一利なしと言えます。

(3) 現経営陣の保身的態度

さらに、貴社は、2022年4月22日、当社を含めた複数の株主による貴社株式の取得を一体とみて、貴社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の導入を決定し、同年6月29日に開催された定時株主総会において、「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の承認の件」が可決されました。その内容は、当社を含む株主らによる貴社株式の買い集めに対して、貴社が対抗措置（以下「本対抗措置」といいます。）を定め、その発動を貴社の株主総会に諮った上で、本対抗措置の発動が可決されれば、差別的な内容の新株予約権の無償割当て等を内容とする買収防衛措置がとられるというものです。

しかし、当社が第三者と意を通じて実質的に共同して貴社株式の買付けを行っているといった、貴社が縷々指摘する事実は一切なく、当社による貴社株式の買付け行為は、もっぱら、上記のとおり業績が低迷していた貴社の企業価値を高めるべく、重要提案行為等のアクションを起こすために行った当社独自の判断に基づく正当なものです。

他方、本対応方針は、もっぱら現経営陣による支配権の維持・強化を図ることを目的として導入されたものであり、これが導入されたことで、潜在的な投資者による貴社の買収ないしそれに伴う株式取得の機会が事実上排除されています。株主は、会社から得られる取り分（配当）が約束されていない代わりに、取締役の選解任権等の行使を通じて会社経営をコントロールできるということが、会社法上の基本的枠組みです。そして、上場会社では、買収の可能性が潜在的に存在するからこそ、取締役は効率的な経営をして株価を高めるように動機づけられ、日ごろから緊張感をもって職務に取り組むことができ、その結果、効率的な会社経営、ひいては株主価値の向上につながると考えられます。そして、株主の上記コントロール権を実行あらしめるためには、普段は分散保有されている株式が、ときには、特定人の元に集中し、当該コントロール権が実際に行使される可能性が開かれている必要があるといえます。したがって、本対応方針は、貴社の経営改善の機会、取締役の会社経営に対する規律効果を奪うものであること、また、その結果として、貴社の株価の上昇を妨げるものであることから、直ちに廃止されるべきものであると考えます。

上記のとおり、貴社が導入する本対応方針及びこれに基づく本対抗措置の発動は、不可解な言いがかりを根拠に、貴社の貴重な資金を浪費して行われる現経営陣の単なる保身に過ぎず、貴社の企業価値を真に高めようとしている当社ら株主の行動を抑制するものであることは明白です。このような保身を株主総会という公正な場を通じて恥ずかし気もなく行おうとする現経営陣によって、万が一、買収防衛策の発動が許容されてしまうとすれば、現経営陣による閉鎖性が維持されることで株主が現経営陣に対して経営責任を追及することが事実上不可能となり、当社にとどまらず、今後あらゆる投資家が貴社への投資を敬遠してしまうこととなります。そして、より一層、現経営陣による支配力が不当に強固なものとなる結果、もはや貴社の事実上の所有者が株主ではなく現経営陣となり、貴社の変革や企業価値ないし株式価値の向上を期待することはできなくなってしまいます。このように、貴社の現経営陣によるガバナンス体制に

は大きな問題があり、このような状態を放置したままでは、貴社の株主共同の利益が害されるおそれが高いと考えます。

(4) 現経営陣の隠蔽体質

加えて、2022年9月下旬から同年10月中旬にかけてなされた複数のメディアによる報道の内容によれば、貴社の完全子会社である株式会社仲庭時計店（以下「仲庭時計店」といいます。）は、従業員の度重なる不正により、2018年頃には高級時計ブランドである「カルティエ」取扱店の資格を、今年1月頃には、同じく高級時計ブランドである「グランドセイコー」の「マスターショップ専用モデル」を扱うライセンスを失いました。さらに、仲庭時計店では、主力得意先である株式会社そごう・西武が運営する百貨店でも、従業員が顧客から預かった腕時計をブローカーに預けてしまうという失態を犯し、同社に対して1200万円もの解決金を支払う事態となった旨報道されています。

さらに、仲庭時計店の問題は、これだけにとどまらず、前記報道により、2019年3月から半年間で、仲庭時計店の従業員であった人物が、販売品である腕時計合計105本（販売価格合計約2億円相当）を店外に持ち出すという窃盗又は業務上横領事件が発生したという事実（以下「本件不祥事」といいます。）が発覚したものと報道されています。本件不祥事を受け、仲庭時計店は、窃盗事件として警察に対し被害届を提出するとともに、被害品の時計が入質された先の各質屋に対して動産返還請求訴訟を提起したものの、警察が本件不祥事を横領事件として処理する方針を固めたため、仲庭時計店は、前記動産返還訴訟に不利に働くと考え、被害届を取り下げしてしまったとのことです。その後、仲庭時計店は、本件不祥事の犯人との間でも「債務弁済契約書」なる書面を作成した挙句、債務を約8000万円弁済すれば残額は免除するという合意をしてしまったということです。

貴社はれっきとした上場会社であり、なおかつ、上記(1)で述べたような貴社の赤字業績を踏まえれば、このような子会社の一連の不祥事が投資家の投資判断に多大な影響を及ぼすことは明らかで、これを受けて、貴社において適切な情報開示ないし株主・投資家に向けた説明が求められることは、言うまでもありません。しかしながら、仲庭時計店における本件不祥事を含む一連の不祥事について、貴社は、上記のような報道を受けた2022年10月13日付「当社子会社に関する一部報道等について」と題するリリースがなされるまでは、何らの開示も行っておりませんでした。そればかりか、貴社では、本件不祥事に関し、被害届を取り下げさせたり、当該従業員と妥協的な債務弁済契約を締結するなど、積極的に責任追及をしいこうという姿勢すら一切感じることができません。連結子会社の従業員による一連の不祥事を受けて厳正に対処し、民事、刑事を問わずしかるべき処分を下すことは、上場会社として至極当然のことですから、貴社の上記対応には、大きな疑問を差し挟まざるを得ません。

そして、貴社経営陣による本件不祥事の問題はそれらにとどまりません。すなわち、2018年3月期以降、貴社において仲庭時計店に対する多額の貸倒引当金繰入額が計上されるとともに、2019年3月期以降、仲庭時計店単体においても多額の損失が計上されていたことから、当社は、2022年7月28日付「回答書兼質問状兼要望書(5)」と題する書面において、それらの理由を問い質すとともに、2018年3月期以

降の仲庭時計店の各損益計算書の開示を求めました。しかし、貴社は、「独立監査人の監査も受けた上で、法令に従って有価証券報告書で開示しており、これ以上の開示の必要性がない」旨を述べるのみで、事実上、回答を拒否しました。それまでも、貴社は、当社との書面のやり取りを通じて、「投資家の投資判断に重要と思われる事項については積極的に開示」している旨を再三再四述べておりましたが、上記態度には「積極的開示」の要素など微塵も認められません。

また、貴社は、当社が再度同様の質問を投げかけた2022年8月24日付「回答書兼質問状兼要望書(6)」に対しても、「大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因に伴い業績が低下することになり連結決算上の影響が生じている」として回答をあからさまにぼかし、その隠蔽的態度に変化は一切見られませんでした。

さらに、当社が、貴社の不自然・不合理な回答を受けて、「仲庭時計店において何らかの良からぬ事象が発生していること、若しくは、貴社グループにおいて内部統制に欠陥があり、それが現経営陣によって隠蔽されてしまっているのではないかと、奇しくも凶星となる指摘を行った同年9月16日付「回答書兼質問状兼要望書(7)」に対しても、「既に回答出来る範囲で回答しております」などと述べ、本件不祥事への隠蔽的態度を貫いております。すなわち、上記一連の不祥事は、一般株主にとって極めて重要な、貴社の子会社による重大な不祥事であるにも関わらず、「回答出来る範囲」ではないということです。

つまるところ、前記報道及び前記リリースから明らかなように、貴社は、仲庭時計店が本件不祥事を含む一連の不祥事によって被った損失額を補填するために、同社に対して資金的な援助を行ったものであり、当社は、一連の不祥事の具体的内容及びその損失補填を目的とした資金的援助の実態こそが、上記各質問に対する正確な回答としてあるべきものと思料いたします。しかし、残念ながら、貴社は、筆頭株主である当社が、いわば株主を代表して、株主共同の利益のために行った上記各質問に対しても、本件不祥事が明らかとなり株主から非難されることを恐れ、真実を頑なに隠蔽するという上場会社にあるまじき態度を取り続けたということになります。貴社が当社からの質問に対し、「大口取引先の営業方針の大幅な転換等の複数の突発的な要因」などと奥歯に物が挟まったような不可解な回答をしていたのも、要するに、貴社は、本件不祥事を隠蔽すべく、自分たちにとって帰責性のない事情である「大口取引先の営業方針の大幅な転換」のみを具体的に摘示しつつ、本件不祥事が詳らかにされた時に備えて、最悪、虚偽の回答にだけはならぬよう「等の複数の突発的な要因」を敢えて付加していたとしか考えられず、これは株主を愚弄する極めて悪質かつ狡猾なものであると言わざるを得ません。

前述のとおり、貴社が本件不祥事を含む仲庭時計店に関する醜態を公表したのは前記報道後の2022年10月13日でしたが、これは、本来であれば筆頭株主である当社が行った質問に対して即座になさなければならない回答であり、遅きに失すると言わざるを得ません。前記リリースでは、前記報道について、「多分に憶測や推測を含み、事実とは異なる記載もございましたので、株主・投資家の皆様へ正確な情報を提供するため、本件に関する当社の認識について、以下のとおり、公表させていただきます。」と記されておりますが、ここまで対応が後手後手に回れば、もはやこれも前記報道に対して慌てて火消しを試みてい

るようにしか見えず、誠実性の欠片も感じることはできません。むしろ、前記リリースにより、当社からの質問に対して即座に同様の回答をしなかった態度こそが貴社の隠蔽体質の権化であると、より明確になったのではないのでしょうか。

しかも、先日、これまで仲庭時計店の代表取締役社長を務めていた國松忠男氏がその職を辞しましたが、遅きに失するとの印象は否めず、さらに、当該異動の事実に関する適示開示にある「内部情報の漏洩が窺われる関連報道が継続しており、情報管理体制の早急な立て直しが要される状況」にあることを受け、その管理責任を重く受け止めて同氏が辞職を申し入れたとの部分については、厳重なかん口令を敷き、今後はより一層、不都合な事実が表に出ないように、組織として隠蔽体質をより強固なものにしようと貴社経営陣が考えているとしか読み取ることができません。

また、長堀慶太氏及び吾郷雅文氏に対して、両名が仲庭時計店の非常勤役員であることを理由に不処分としたとの弁解についても、非常勤役員であれば何ら責任を負う謂れなどないといった上場会社としてあるまじき発想に基づいたもので、貴社株主の立場として到底承服できるものではありません。貴社自身も適示開示において、不祥事の原因というべき「棚卸頻度が少なかったこと」、「商品管理体制の不備」、「商品移動のルールが未徹底」といった内部統制の重大な欠陥が複数存在していたことを認めているが、2014年9月の子会社化以降、その状態を長年放置し続けていた責任が上記両名にも存在していたことは明らかです。その点、貴社は、繰り返し「2019年9月に貴社が認識した不正事案以降、仲庭時計店においては同種事案は発生していないと認識している」旨を強調されていますが、今問題となっているのは既に起こってしまった複数の不祥事とそれに伴う貴社連結グループに生じた多額の損失に対する責任の所在であり、仮に、今は改善されているのだから何が問題なのだと開き直ることが許されるのだとすれば、経営責任など誰一人取らずに済むことになってしまいます。さらに、初めに貴社が不祥事の発生を認識したのは「2017年11月」だということですから、それ以降に発生した不祥事及び不祥事の把握が遅れることによって生じた損失の拡大については、上記両名が取締役ないし監査役として、内部統制の構築義務ないし監査義務を適切に履践していれば十分に防げたはずですが、しかし、貴社は上記期間についての言及を避ける一方、「2019年9月に貴社が認識した不正事案以降、仲庭時計店においては同種事案は発生していないと認識している」旨を繰り返すばかりで、これこそ論点のすり替えであると言わざるを得ません。

このように、もはや、貴社のコーポレート・ガバナンス体制は機能不全に陥っていたと言わざるを得ず、特に仲庭時計店の役員を兼任している長堀慶太氏及び吾郷雅文氏のコーポレート・ガバナンス体制構築義務違反ないし善管注意義務違反が強く疑われるところです。

(5) 結語

以上、貴社においては、既存事業の立て直しを図るとともに、新規事業の立上げによる新たな収益の柱を創出すること、そして、ガバナンス体制を再構築することが急務となりますが、もはや現経営陣に対し

てそれらを期待することはできません。そればかりか、現経営陣の時代の潮流に逆行する旧態依然とした体制、自己の利益のみを確保し株主共同の利益を顧みようとしない保身的態度及びあからさまな隠蔽体質をも併せ考えれば、現経営陣に対しては不信感を覚えざるを得ず、現経営体制を維持したままでは、貴社の企業価値の向上は遠のくばかりであります。

その上、貴社は、上記仲庭時計店に関する事項のほか、貴社代表取締役社長の長堀慶太氏の会社法違反の点など、これまで当社からの質問事項に対し、論点のすり替えであるなど述べて回答を拒絶したり、一括回答の体を装って貴社及び貴社代表者に関する不都合な質問が恰も存在しなかったかのように扱うなど極めて不誠実な対応に終始する一方、当社ないし当社代表者に関する貴社株式の買付とはおよそ無関係な事情に関する質問を執拗に繰り返し、或いは揚げ足取りに終始するばかりで、このままでは徒に貴社の特別損失(アドバイザー費用。2023年3月期第2四半期累計期間で1億81百万円もの損失を計上。)が膨らみ続けるばかりで、現経営陣に経営責任を果たさせることも、貴社の今後の再建について建設的な対話を行うことも到底不可能であると判断せざるを得ません。

そこで、当社は、貴社が抱える様々な課題を克服し、貴社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を果たす重要な役割を現経営陣に委ねることはできないと判断し、前記第1の各議題を会議の目的とする臨時株主総会の招集請求を行ったものであります。

また、会社法316条2項に基づいて貴社の業務・財産状況の調査者を選任することにより、現経営陣のコーポレート・ガバナンス体制構築義務違反ないし善管注意義務違反について法的責任の有無の他、週刊新潮などの週刊誌への個人情報である株主情報の漏洩の有無、西村あさひ法律事務所だけでなく、他案件でも関与が疑われている、株式会社アイ・アールジャパンホールディングス、パスファインド株式会社といった高額アドバイザーへの支払いの有無や適切性の検証等を行うことも予定しております。

2 株主提案の内容について

- (1) 議題1から議題6：取締役である長堀慶太氏、吾郷雅文氏、白川文彦氏、川村忠男氏、富樫直記氏及び長沢伸也氏の解任の件

【議案の要領】

取締役である長堀慶太氏、吾郷雅文氏、白川文彦氏、川村忠男氏、富樫直記氏及び長沢伸也氏をそれぞれ解任するものであります。

【提案の理由】

上記1の(1)で述べたとおり、貴社の経営成績については、新型コロナウイルス感染症の流行開始以前から長らく低迷しており、前期も貴社業績予想に比して実績は大幅未達に留まるなど、株主の期待を大きく裏切る形となっております。また、貴社は、業績予想の大幅な下方修正を繰り返す一方で、実は2022年3月期以前から中期経営計画が既に存在していたと強弁しつつも、未だに株主に向けて当該策定済みの中期経

営計画の公表を頑なに拒み続け、もはや真実、その当時から中期経営計画が存在していたのかどうか、それすら疑わしいと言わざるを得ません。このように、貴社では株主にとって不透明な経営が横行しています。そして、株価についても、新型コロナウイルス感染症の流行以前より長らく低迷しており、貴社経営陣の経営努力による上昇は今後も一切見込めない状況です。

さらに、上記1の(2)乃至(4)で明らかなように、貴社の現経営陣の、時代の潮流に逆行する旧態依然とした体制、自己の利益のみを確保し株主共同の利益を顧みようとしない保身的態度及びあからさまな隠蔽体質は、早急に一掃する必要があります。

そこで、事業の見直し及び業績の立直しを図るとともに、多様な人材を登用して経営の透明性を確保しつつ、株主共同の利益に還元することができる経営体制に刷新する目的から、上記取締役6名の解任を提案するものであります。

(2) 議題7：取締役4名選任の件

【議案の要領 及び 提案の理由】

貴社の事業の見直し及び業績の立直しを図るとともに、多様な人材を登用して透明性を確保しつつ、株主共同の利益に還元することができる経営体制に刷新するため、以下の候補者4名を、貴社の取締役として新たに選任するものであります。

① 取締役候補者1

(氏名・生年月日)

尾端 友成

1976年4月17日生

(略歴)

1995年4月	トヨタカローラ南海株式会社	入社
1997年4月	株式会社アルモ	入社
1999年5月	ロデムアークス株式会社	取締役
2001年5月	株式会社JMM'S	入社
2003年9月	アールディエックス株式会社	代表取締役
2005年11月	株式会社スプレnder	代表取締役
2011年2月	株式会社イーサイト (現：e-World Capital Partners Japan 株式会社)	入社
2011年9月	e-World Capital Partners Japan 株式会社	取締役
2013年3月	ターボリナックスHD株式会社 (現：株式会社FHTホールディングス)	執行役員
2013年3月	プラスワン株式会社 (現：プラスワンホールディングス株式会社)	代表取締役 (現任)
2013年3月	株式会社Sanctuary	監査役

2019年4月	一般社団法人リアフルコレクション	理事（現任）
2020年5月	株式会社オアノエンターテインメント	代表取締役（現任）
2021年11月	アサヒ衛陶株式会社	代表取締役
2022年3月	リ・ジェネレーション株式会社	代表取締役（現任）

（重要な兼職先）

プラスワンホールディングス株式会社	代表取締役
一般社団法人リアフルコレクション	理事
株式会社オアノエンターテインメント	代表取締役
リ・ジェネレーション株式会社	代表取締役

（取締役候補者として提案する理由）

尾端氏は、複数企業の創業や様々な分野へ経営者として参画しているだけでなく、上場会社での代表取締役及び執行役員経験や増資の引受けなど、関与した業務は多岐に渡り、企業経営に関する経験と実績を有しております。その経験と実績を生かすことで、既存商品の刷新・多角化と新規販路構築、M&A や事業提携などを安全かつ迅速に進めながら、事業の安定化を実現し、低迷する貴社の業績を改善することができると確信することから、同氏を取締役候補者としました。

② 取締役候補者 2

（氏名・生年月日）

佐藤 彩奈

1996年11月9日生

（略歴）

2019年4月	株式会社レオパレス 21	入社
2020年9月	株式会社オアノエンターテインメント	入社
2021年5月	株式会社オアノエンターテインメント	執行役員（現任）

（重要な兼職先）

株式会社オアノエンターテインメント	執行役員
-------------------	------

（取締役候補者として提案する理由）

佐藤彩奈氏は、数多くの女性経営者及び役員等とのコネクションを有しております。また、職務上、女性を中心にマネージメントしており、人材育成及び管理等において広い視野と高いスキルを有しております。さらに、女性活躍推進の面において、女性の視点から多様な価値観を経営に反映することで、貴社の新たな経営基盤の構築に資することになると考え、同氏を取締役候補者としました。

③ 取締役候補者 3

(氏名・生年月日)

菅原 勝治

1945年5月10日生

(略歴)

1964年4月	警視庁	巡査
1977年2月	千住警察署	巡査部長
1988年1月	久松警察署	警部補
1990年2月	刑事部捜査第二課	警部補
1999年3月	綾瀬警察署	警部
2001年3月	刑事部捜査第二課	警部
2006年3月	刑事部捜査第二課	警視
2006年4月	シンワアートオークション株式会社	危機管理室長
2009年3月	シンワアートオークション株式会社	顧問(現任)
2009年4月	株式会社東京臨海ホールディングス	嘱託社員(安全保安管理指導役)
2012年10月	全国麻雀行組合総連合会	特別顧問(現任)
2021年11月	プラスワンホールディングス株式会社	特別顧問(現任)
2021年11月	アサヒ衛陶株式会社	取締役監査等委員

(重要な兼職先)

シンワアートオークション株式会社	顧問
全国麻雀行組合総連合会	特別顧問
プラスワンホールディングス株式会社	特別顧問

(取締役候補者として提案する理由)

菅原氏は、警視庁にて様々な経験と功績をおさめ、定年退職後も多数の企業顧問を歴任し、法令遵守と危機管理の分野において豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験・知識を生かし、主に経営危機管理の観点から、貴社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することを期待できることから、同氏を社外取締役候補者として提案いたします。

④ 取締役候補者 4

(氏名・生年月日)

吉澤 孝明

1973年11月27日生

(略歴)

2000年4月 渡部秀一税理士事務所 入所

2007年1月 吉澤孝明税理士事務所 代表（現任）

（重要な兼職先）

株式会社プレミアムコンサルティング 取締役

有限会社RD・ビーンズ 取締役

吉澤孝明税理士事務所 代表

（取締役候補者として提案する理由）

吉澤氏は、長年にわたり税務の専門家として深い見識及び豊富な経験を有しております。また、M&A や経営コンサルティングなどにおいても幅広い知識と経験を有していることから、貴社の経営に反映していただくことに期待ができると考え、同氏を社外取締役候補者としました。

第3 招集の請求

以上、当社は、貴社に対し、本書面到達の日から8週間以内の日を総会開催日とする貴社の臨時株主総会を招集するよう請求します。

以上

別紙株主目録

（次頁より）

〒108-0014 東京都港区芝 5-13-13 サダカタビル 5F

リ・ジェネレーション株式会社

代表取締役 尾端友成

